

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

平成29年8月1日から平成30年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしますので、早めに申請してください。

なお、次の①、②に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認ができないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

- ①平成29年8月から平成30年7月の間に住所を変更した方
(国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更した方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更した方)
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当する方は、支給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医療保険の窓口で自己負担額証明書を手入のうえ申請してください。ただし、申請をしても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険(職場の健康保険・共済組合など)に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。(同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。)

■申請先 平成30年7月31日時点で加入していた医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502

国民健康保険と後期高齢者医療保険に加入の皆さまへ こんなときは、役場に届出が必要です

こんなとき	手続きに必要なもの(欄外下の※を併せてご参照ください)	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書等(前住所地で申請し交付を受けた場合)
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・事故証明(交通事故の場合)	保険証・事故証明(交通事故の場合)
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、 医療保険の変更手続きをするとき	〈国保から後期に変更の場合〉 年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等 障害の程度を確認できる書類・保険証	〈後期から国保に変更の場合〉 保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。

※原則として、マイナンバーの記載が必要になります。届出の際は、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証等の身分証明書)をご持参ください。代理申請の場合は、代理の方の身分を証明するものも持参してください。

詳細につきましては、健康増進課医療保険班〈☎0820(73)5502〉までお問い合わせください。

※各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。